

斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が令和7年4月1日から施行され、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第261号）が改正されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）法改正による条項ずれに伴う文言整理（第18条第3項の改正規定）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、当該法律を引用する規定において条項ずれが生じたことから、所要の改正を行います。

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。